○復興庁告示第五十二号

復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令（平成二十四年政令第二十五号）の規定に基づき、復興庁が必要な予算を一括して要求し、確保する事業及び復興庁が実施に関する計画を定める事業を定める件（平成二十四年復興庁告示第一号）の一部を次のように改正し、平成二十五年五月十五日から適用する。

平成二十五年五月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

別表第二を次のように改める。

別表第二（第三条関係）

東日本大震災復興特別会計　歳出予算

所管	組織	項
復興庁	復興庁	東日本大震災復興推進費 原子力災害復興再生支援事業費のうち 長期避難者生活拠点形成交付金 福島定住等緊急支援交付金 地域活性化等復興政策費のうち 原子力施設等防災対策等交付金 生活基盤行政復興事業費のうち 消防防災施設災害復旧費補助金 教育・科学技術等復興政策費のうち 私立大学等経常費補助金 私立高等学校等経常費助成費補助金 国宝重要文化財等保存整備費補助金 社会保障等復興事業費 農林水産業復興事業費 住宅・地域公共交通等復興事業費のうち 施設整備費 防衛復興政策費のうち 通信機器購入費 車両購入費 諸器材購入費 航空機修理費 施設整備費 航空機購入費 東日本大震災復興事業費 東日本大震災災害復旧等事業費 農業生産基盤保全管理・整備事業費食料安定供給特別会計く繰入 治水事業費等社会資本整備事業特別会計く繰入のうち 治水事業等財源社会資本整備事業特別会計く繰入 道路整備事業費社会資本整備事業特別会計く繰入 港湾整備事業費等社会資本整備事業特別会計く繰入のうち 港湾整備事業等財源社会資本整備事業特別会計く繰入 空港整備事業費社会資本整備事業特別会計く繰入

○総務省告示第二百二十三号

緊急消防援助隊に関する政令（平成十五年政令第三百七十九号）第六条第二項の規定に基づき、国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊の施設の基準額（平成十六年総務省告示第二百八十一号）の一部を次のように改正し、平成二十五年度分の補助金から適用する。

平成二十五年五月十六日

総務大臣　新藤　義孝

第１条の表中「災害対応特殊屈折放水塔車　38,838」を削り、「災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車　24,453」を「災害対応特殊小型動力ポンプ付消防活動二輪車　24,453」に改め、同条備考11中「、災害対応特殊屈折放水塔車」を削り、「、海水利用型消防水利システム」を「及び災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車で消防専用電話装置を２台装備しない場合並びに海水利用型消防水利システム」に改め、「及び災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車」を削り、「支援車（Ⅳ型に限る。）で消防専用電話装置を２台装備しない場合並びに海水利用型消防水利システムで大型動力ポンプ付消防自動車及びホース延長車のいずれにも消防専用電話装置を装備しない場合」を「海水利用型消防水利システムで大型動力ポンプ付消防自動車及びホース延長車のいずれにも消防専用電話装置を装備しない場合並びに支援車（Ⅳ型に限る。）で消防専用電話装置を２台装備しない場合」に改め、同条備考17中「、災害対応特殊化学消防ポンプ自動車及び」を「及び災害対応特殊化学消防ポンプ自動車で四輪駆動方式としない場合並びに」に改め、同条備考25中「災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車」を「災害対応特殊消防ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型に限る。）に圧縮空気泡消火装置及び小型水槽（水槽容量0.6㎥以上）をあわせて装備する場合の基準額は、その基準額に6,088千円を加算した額とし、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車」に改め、同条備考29の次に次のように加える。

30　消防活動二輪車で消防専用電話装置を装備しない場合の基準額は、その基準額から300千円を控除した額とする。

第二条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げる。

○総務省告示第二百二十四号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第十一項の規定に基づき、平成二十五年度地方債計画（平成二十五年総務省告示第百八十一号）の全部を次のように改正する。

平成二十五年五月十六日

総務大臣　新藤　義孝

平成25年度地方債計画
（通常収支分）

（単位：億円、％）

項目	平成25年度計画額(A)	平成24年度計画額(B)	差引(A)−(B)(C)	増減率(C)／(B)×100
一　一般会計事業等債				
1　公共事業等	16,895	18,630	△ 1,735	△ 9.3
2　公営住宅建設事業	1,162	1,174	△ 12	△ 1.0
3　災害復旧事業	435	290	145	50.0
4　教育・福祉施設等整備事業	3,763	3,821	△ 58	△ 1.5
(1)　学校教育施設等	1,285	1,308	△ 23	△ 1.8
(2)　社会福祉施設	295	201	94	46.8